

山梨県公報

第二百九十一号

令和四年

六月九日

木曜日

目次

告示

| | |
|---|-----|
| ○家畜伝染病の発生…………… | 三二五 |
| ○道路の区域変更…………… | 三二五 |
| ○道路の供用開始…………… | 三二五 |
| ○建築基準法に基づく道路位置指定…………… | 三二六 |
| ○随意契約の相手方の決定について…………… | 三二六 |
| ○落札者の決定について…………… | 三二六 |
| ○随意契約の相手方の決定について…………… | 三二七 |
| ○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出…………… | 三二七 |
| ○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… | 三二七 |
| ○屋外広告物講習会の開催について…………… | 三二八 |
| ○基本測量の終了…………… | 三二八 |
| ○公共測量の実施(二件)…………… | 三二八 |
| ○随意契約の相手方の決定について…………… | 三二八 |
| 教育委員会…………… | 三二八 |
| ○令和五年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項…………… | 三二九 |
| ○博物館登録の抹消…………… | 三二六 |

告示

山梨県告示第三百三十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和四年六月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|--------|----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患者又は疑似患者の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
| ヨーネ病 | 牛 | 患者 | 一 | 富士河口湖町 | 令和四年六月二日 |

山梨県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別(メートル) | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|-------------------------|-----------------|-------------|----------|
| 南巨摩郡身延町波木井字一里松三二一六番一地从先 | 旧 八・五 新 一〇・七 | 一七・四 | 三一・〇 |
| 南巨摩郡身延町波木井字一里松三二一四番一地从先 | 旧 八・五 新 一〇・七 | 一七・四 | 三一・〇 |

山梨県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|-------|--|--------------|--------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 甲斐早川線 | 南アルプス市芦安芦倉字下セヒ 口官有無番地地先から 南アルプス市芦安芦倉字下セヒ 口官有無番地地先まで | 一二八・二 | 令和四年六 月九日 |

山梨県告示第百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年六月二日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市竜ヶ丘二丁目八百九十八番九五及び八百九十八番九十六
- 三 指定道路の幅員 五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十一・六〇メートル

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

| 名称 | 予定数量 | 契約金額 |
|--------|-------|------------------|
| 生活支援物資 | 三千九百個 | 一万五千三百十一円（一個当たり） |
| 配送用倉庫 | | 三十三万円 |

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施工例（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 第四期統合サーバサービス提供業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月三十日
- 四 落札者

- (一) 名称 日本システムウエア株式会社
- (二) 住所 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号
- 五 落札金額 五億二千六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年二月十七日

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千三百五十万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。
 令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市西八幡字東冷間千四百三十四番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 | 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 |

- 3 変更の年月日 令和四年四月一日
- 三 届出年月日 令和四年五月二十三日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月十日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士川町から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士川 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外
- 二 届出の内容 変更

- 三 届出の公告日 令和四年一月二十七日
- 四 意見の概要 交通安全対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月十日まで

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和四年九月二十二日（木）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館（二階大会議室）
- 三 科目
 - 1 屋外広告物に関する法令
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項
 - 4 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）
 - 5 受講申込み期間 令和四年七月十一日（月）から同年九月九日（金）までに、郵送により提出（令和四年九月九日（金）必着）
 - 6 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室（電話〇五五―二二三―一三二五）

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年一月一日から令和四年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 二 測量の地域 峡南建設事務所の所管区域全域
- 三 測量の期間 令和四年六月十三日から令和四年十二月二十七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 二 測量の地域 峡南建設事務所身延支所の所管区域全域
- 三 測量の期間 令和四年六月十三日から令和四年十二月二十七日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県県土整備部治水課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千三百五十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

教育委員会

● 令和五年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
令和五年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和四年六月九日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

| 学校名 | 募集区分 | | 要件 |
|----------|------|--|---|
| 盲学校 | 幼稚部 | | (1)幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、令和5年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2)高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和5年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3)高等部専攻科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| | 高等部 | 本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科 | |
| ろう学校 | 幼稚部 | | (1)幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、令和5年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2)高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| | 高等部 | 本科普通科 | |
| 甲府支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| あけぼの支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | |

| 学校名 | 募集区分 | | 要件 |
|-------------|------|---------|--|
| わかば支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| かえで支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | |
| やまびこ支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| ふじざくら支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | |
| 高等支援学校桃花台学園 | 高等部 | 本科産業技術科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者 |

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

- (ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- (イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和4年12月28日（水）までに受けておくこと。

イ 出願期間

令和5年1月19日（木）（一括受付）、1月20日（金）の午前9時から午後4時まで及び1月23日（月）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 志願理由書
- (ウ) 確約書
- (エ) 調査書
- (オ) 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、令和4年12月以降発行のもの
- (カ) 健康診断票
医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和4年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センター特別支援担当が令和4年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

② 入学検査

ア 期日

令和5年2月1日(水)

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和5年2月6日(月)

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校(以下「盲学校等」という。)

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和5年2月13日(月)から16日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月17日(金)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

a 入学願書

b 調査書(幼稚部は除く)

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和5年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、令和5年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を令和5年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者があけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を令和5年3月卒業見込みの者を除く。)